

4. 地域資源を活かした元気なまちづくり

4-1 活力ある産業が育つまち

(1) 活力ある農林水産業の振興

【現状と課題】

本町の基幹産業である農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少、燃油高騰による施設園芸の経営悪化など非常に厳しい状況にあります。さらに、今後は、生産調整（減反）施策の見直しに伴う米価の下落やTPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉による海外産農産物との競争激化なども予想され、農業を取り巻く環境は激変する恐れがあります。また、後継者不足による耕作放棄地の増加により農村環境の破壊も懸念されているところです。

本町では、農業委員会と連携した耕作放棄地の解消、認定農業者協議会やSAP会議等での研修会や意見交換会を通じた農家の技術力向上を図るとともに、各種融資制度の活用による農業経営の安定化を図ってきたところです。

また、農地・水保全管理支払交付金事業や尾鈴土地改良事業等にも取り組み、農業生産基盤の整備を進めるとともに、農業用施設の維持管理、農村環境の保全にも努めてきました。

しかし、全国的に農家数や農業就業者数が減少傾向にある中、本町においても同様に減少傾向が続いており、農業後継者の育成・確保は喫緊の課題となっています。

今後は、生産販売の強化、集落営農の組織化・法人化の促進、農産物のブランド化の推進、6次産業化^(*)などによる「儲かる農業」「魅力ある農業」の実現を目指し、就農しやすい環境を整備していくことが求められています。

さらに、平成22年以降に発生した口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザにより、本町の畜産農家は壊滅的な被害を受けましたが、その影響は畜産農家のみならず耕種農家や本町経済にも暗い影を落としました。今後も、安心して農業を続けていくためにも、家畜防疫体制を充実し、常日頃から予防に努めるとともに、早期発見、早期防疫を図っていく必要があります。

近年、全国的に食の安全・安心が求められる中、本町においては高鍋地域有機農法実践協議会と連携した環境保全型農業に取り組むとともに、農産物の残留農薬検査を行うなど、安全・安心で新鮮な農産物を提供してきました。

今後も減農薬・減化学肥料栽培を推進するとともに、家畜排せつ物や農業用廃プラスチックの適正管理など自然環境に配慮した農業の推進に努めていく必要があります。

また、美食温泉めいりんの湯での地元農産物の販売や、たかなべ食彩工房で行う地元食材を使用した郷土料理教室の開催などにより、地産地消も推進していく必要があります。

*6次産業化：農林水産物の生産だけでなく、第2次産業の食品加工、第3次産業の流通・販売にも農林水産業者が関わることにより、農林水産業の活性化を図ろうとする取り組み。

第1次、第2次、第3次産業を掛け合わせた造語。

本町の林業や水産業は、農畜産業に比べ経営体数・従事者数とも少なく主に家族経営となっています。特に、本町の地理的特性から林業で生計を立てている林家はなく、今後も町内での林業の振興は見込めない状況です。

また、きれいな淡水と海水が混じり合う河口付近で育つ良質の天然牡蠣は、本町の名産として県内外に広く知られていますが、近年、その漁獲量も減少傾向にあります。

毎年、小丸川漁業協同組合によるアユの稚魚放流や高鍋町カキ生産組合によるアワビやサザエの稚貝放流などを行い、魚・貝の種類及び生息数の増加による水産資源の増殖を図っているところですが、今後も天然牡蠣も含め貴重な水産資源を保護・育成していくことが求められています。

◆農家数、農業就業者数

	総農家数（戸）	農業就業者数（人）
平成 2 年	936	1,787
平成 7 年	844	1,578
平成 12 年	737	1,177
平成 17 年	653	975
平成 22 年	575	818

《資料：農林業センサス（各年 2 月 1 日現在）》

◆認定農業者数

	認定数（人）	うち法人数
平成 20 年	132	17
平成 21 年	130	17
平成 22 年	130	17
平成 23 年	124	16
平成 24 年	122	16

《資料：産業振興課調（各年 12 月末現在）》

◆主要農作物の状況

（単位：ha、t）

作物名	平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平成 24 年	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
早期水稻	337.0	1,770.0	313.0	1,542.0	306.0	1,508.0	310.0	1,539.0
甘藷	132.0	4,032.6	118.7	3,405.5	138.0	3,633.5	145.0	3,912.0
ダイコン	31.0	880.0	36.0	991.0	32.0	885.0	32.0	818.0
キャベツ	98.0	4,750.0	100.0	4,900.0	117.0	5,196.0	117.0	4,955.0
ハクサイ	72.0	3,600.0	74.0	3,774.0	72.0	3,456.0	72.0	3,456.0
カボチャ	2.2	19.0	2.7	27.0	2.0	18.0	4.0	38.0
キュウリ	4.7	271.0	5.3	323.0	5.2	362.0	5.0	334.0

《資料：産業振興課調》

◆主要家畜、家きんの状況

畜種別	平成 21 年		平成 22 年		平成 23 年		平成 24 年	
	農家件数	頭・羽数	農家件数	頭・羽数	農家件数	頭・羽数	農家件数	頭・羽数
乳用牛	2	17	2	24	0	0	0	0
肉用牛(繁殖)	57	9,340	57	1,638	31	552	36	661
肉用牛(肥育)			10	13,366	7	2,388	8	2,666
肉用牛(一貫)			2	129	3	1,316	6	3,498
豚	8	10,360	7	15,707	7	7,929	8	9,670
採卵鶏	7	119,300	6	303,000	6	463,000	8	339,000
ブロイラー	23	924,492	23	935,700	24	1,007,500	26	958,000

注) 平成 22 年のデータ (牛、豚) は、口蹄疫発生前の数値。

《資料：産業振興課調》

【体系図】



【施策の方向】

①農業経営基盤の強化

◆町が取り組むこと

- 遊休農地や耕作放棄地の解消に努めます。
- 地区単位での農用地の利用集積を図ります。
- 法人化による経営規模拡大、農業経営の安定化を図ります。
- 各種施策を活用し、農業経営に係る経費の負担軽減に努めます。
- 農業後継者や新規就農者への支援を行います。
- 高度な経営管理能力と技術力を備えた人材育成に努めます。
- 有害鳥獣による被害防止対策の支援に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 耕作をやめる農地については、農業委員会等へ届け出るなど、遊休農地や耕作放棄地が発生しないように努めます。
- 研修等により生産技術の向上に努めます。
- 農作物の収穫後の残さを農地に放置しません。
- 有害鳥獣防止柵等の適切な管理を行います。

②農業生産基盤の整備

◆町が取り組むこと

- 農地・水保全管理支払交付金事業を推進します。
- 農業用施設の長寿命化を図り、維持管理費の節減に努めます。
- 未整備の農業用施設の計画的な整備を図ります。
- 尾鈴地区・一ツ瀬川地区のかんがい用水事業の推進を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 農業用施設の維持管理作業に積極的に参加します。

③環境保全型農業の推進

◆町が取り組むこと

- 耕畜連携における環境保全型の農業の推進に努めます。
- 農業用廃プラスチックの適正処理及び排出抑制の推進に努めます。
- 家畜排せつ物の適切な処理の指導を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 耕畜連携の理解協力に努めます。
- 農業用廃プラスチックの適正処理及び排出抑制に努めます。

④地産地消の推進

◆町が取り組むこと

- 土づくりを基本とした農法の導入による有機農産物の生産拡大を図ります。
- 農産物加工施設を有効に利用し、特産品開発による地元農産物の消費拡大を図ります。
- 地元農産物を使用した料理の紹介や料理教室の開催による消費拡大を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 食材は、地元農産物の購入に努めます。

⑤ 6次産業化の推進

◆町が取り組むこと

- 農業者自らが加工業等への事業展開を図る6次産業化への支援を行います。
- 魅力ある商品づくりによる販売力強化を通じた起業型農産加工グループの育成に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 生産だけでなく加工・販売までを見据えた農業経営の学習に努めます。

⑥水産業の振興

◆町が取り組むこと

- 河川や海への稚魚や稚貝の放流による漁量の増加を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 河川や海で漁業権の設定されている区域では、無許可での遊漁等を行いません。
- 水産資源保護のため、乱獲を行いません。

⑦家畜防疫体制の充実

◆町が取り組むこと

- 自衛防疫推進協議会を通して防疫体制の充実を図ります。
- 畜産農家への防疫意識の啓発を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 畜舎等への出入り時の消毒を徹底します。
- 畜舎等への無断立ち入りをしません。

(2) 商工業の振興

【現状と課題】

本町の商工業を取り巻く環境は、平成22年以降に発生した口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、また、東日本大震災等の自然災害による消費の低迷、長引く不況、大型店をはじめとする多様な業態店舗の出店や大幅な規制緩和等による店舗間競争の激化、後継者不足など、依然として厳しい状況下にあります。

また、国の経済対策による株価の高騰や円安による輸出産業の業績改善により日本経済は回復基調にあるものの、いまだに地方では景気回復を実感するまでにはいたっておらず、さらに平成26年4月からの消費税増税に伴う消費の落ち込みなどが予想されており、地方の景気回復には、まだまだ時間がかかるものと考えられます。

このような中、本町においては、中小企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にし、経営の改善・安定を図るため、保証料や利子補給の補助を行うとともに、高鍋商工会議所と連携し、経営や資金計画の相談、資金制度の周知・活用などにより経営基盤の強化を図ってきたところです。

一方、町地区を中心とした商店街は、空き店舗や未利用地が増加するなど、商店街の賑わい喪失、機能低下が大きな課題となっており、商店街をはじめとする商業地においては、町民にとって買い物がしやすい、立ち寄りやすい、ゆっくりと時間が過ごせるなど、魅力ある店舗・空間づくりが求められています。

これまで、商店街の空き店舗対策やまちなみ景観形成事業、「夕やけ市」「まちなか元気市」などのイベント開催、「子育て応援とくとく商品券」の発行、「まちゼミ」の開催など、多様な主体により商業及び商店街の活性化を図るための取り組みが展開されています。

今後も、商工業者の人材育成や経営基盤の安定化をはじめ、商店街の賑わい創出や個店の集客に繋がる取り組みを引き続き展開していくため、高鍋商工会議所等と連携した支援を行っていく必要があります。

また、本町の地場産業振興については、高鍋町地場産業振興会が中心となり、新商品開発や物産展への参加、ネットショップの活用等による商品の販売・PRの促進、販路拡大に取り組んでいるところです。

「たかなべ町家本店」のオープン以降、高鍋町まちなか商業活性化協議会が主体となり、高鍋町地場産業振興会や菓子製造事業者、地元農家等と連携して開発・販売を行う「キャベツスイーツ」や、高鍋商工会議所と飲食店が主体となり開発し、新・OMOTENASHIご当地グルメ「高鍋ロールキャベツ丼」など、本町が県内1位の生産量を誇るキャベツを使った新メニュー開発に取り組んでいます。

しかしながら、本町の加工食品やお土産品はまだ数が少なく、また、本町の多くの農産物は、加工されずに消費地へ出荷されているのが現状であり、地元農産物等を活用した地域性・独自性のある新たな高付加価値商品の開発や販路の拡大に向けた取り組みを積極的に支援していく必要があります。

◆商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積 (単位:人、万円、㎡)

	商店数	従業者数	年間商品販売額	売場面積
平成11年	392	2,033	3,896,920	26,071
平成14年	363	2,115	3,782,867	33,889
平成16年	356	2,154	3,836,326	44,092
平成19年	351	2,175	4,073,222	45,702

注) 商業統計調査は、平成19年度までで終了。

《資料:商業統計調査〔各年6月1日現在(平成11年は7月1日現在)〕》

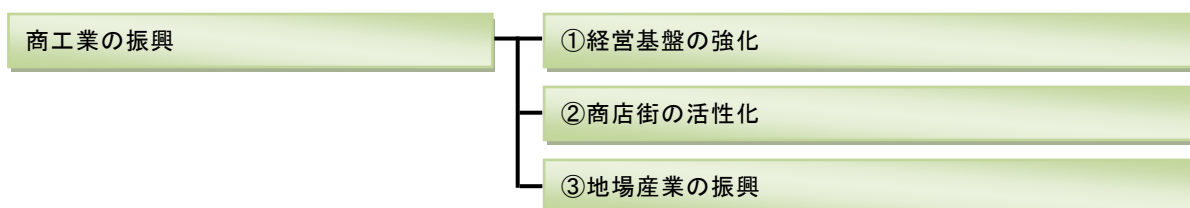
◆工業の概要（従業者 4 人以上）

（単位：人、万円）

	事業所数	従業者数	出荷額等	付加価値額	現金給与総額
平成 13 年	28	829	1,033,919	412,601	234,608
平成 14 年	27	784	1,021,310	349,741	232,314
平成 15 年	26	725	1,009,331	616,964	209,040
平成 16 年	24	723	1,075,040	610,921	205,123
平成 17 年	25	714	1,203,370	587,204	232,086
平成 18 年	22	655	1,285,372	531,762	244,193
平成 19 年	22	637	1,327,878	498,248	247,345
平成 20 年	22	653	1,279,965	448,149	252,823
平成 21 年	20	600	1,256,003	497,538	248,053
平成 22 年	21	615	1,228,188	512,524	247,077

《資料：工業統計調査（各年 12 月 31 日現在）》

【体系図】



【施策の方向】

①経営基盤の強化

◆町が取り組むこと

- 関係機関と連携し、研修会の開催や情報提供などにより、商工業者の人材育成を図ります。
- 高鍋商工会議所など関係機関との連携による相談体制の充実を図り、経営基盤の強化を支援します。
- 中小企業の経営改善・安定のため、融資制度等の充実を図り、活用を促進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 消費者ニーズに対応したサービス、商品開発を推進します。
- 起業や就業のための知識や技術を学びます。
- 後継者の育成・指導と、従業者の能力向上に努めます。

②商店街の活性化

◆町が取り組むこと

- 城下町高鍋らしい魅力ある商店街づくりを促進するための支援を行います。
- 商店街の空き店舗対策やイベント等への支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 地元商店街等の活性化を図るため、地元の商店での購入や利用に努めます。
- 消費者ニーズに対応したサービス、魅力ある店づくりに努めます。
- まちなかの賑わいづくりに協力します。

③地場産業の振興

◆町が取り組むこと

- 地場製品のPR促進を図ります。
- 新商品開発や新規事業進出のための支援を行います。

◆町民・事業者等としてできること

- 町内で生産・製造された製品等への理解を深めます。
- 地場製品の地産地消やPRに協力します。

(3) 農商工連携の推進

【現状と課題】

国では、農林漁業者と商工業者がそれぞれ有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組む農商工連携^(*)に力を入れており、全国的にも多くの自治体で農商工連携による新しい事業が創出されています。

これまで、本町においても農商工連携に向け農産物加工施設の建設やキャベツを使用した新商品の開発などに取り組んできましたが、なかなか成果があがらない状況にあります。

本町の産業別人口は、サービス業や卸・小売業を主体とする第3次産業の占める割合が拡大傾向にあり、農林水産業の第1次産業及び製造業・建設業等の第2次産業がともに減少傾向にあり、農林水産業・商工業の経営向上のためにも農商工連携による高付加価値の新商品開発や販路の開拓等が求められています。

このような中、農業、商業、工業など各産業間の一層の連携強化について情報交換や研究の場を設けるとともに、相互の人的・知的資源を効果的に活用し、活力ある地域社会の形成と地域経済の活性化を図ることを目的に、平成25年2月に児湯農業協同組合と高鍋商工会議所、新富町商工会及び木城町商工会により「産業間の農商工連携及び協力に関する協定書」の調印式が行われました。

*農商工連携：農林漁業者と商工業者等が協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品や新サービスの開発や生産等を行い、需要の開拓を行うこと。

今後の本町における産業の活性化のためには、協定書に基づく事業への支援や農商工連携事業の具現化を図っていく必要があります。

◆産業別人口

(単位：人、%)

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	(2000 年)	構成比	(2005 年)	構成比	(2010 年)	構成比
第 1 次産業	1,366	12.7	1,303	12.3	1,106	11.2
第 2 次産業	2,531	23.6	2,182	20.7	2,025	20.5
第 3 次産業	6,813	63.6	7,055	66.8	6,575	66.6
分類不能	6	0.1	17	0.2	162	1.7
合計	10,716	100.0	10,557	100.0	9,868	100.0

《資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）》

【体系図】

農商工連携の推進

①農商工連携の推進

【施策の方向】

①農商工連携の推進

◆町が取り組むこと

- 特産品開発に係る支援を行います。
- 農商工の連携調整組織の育成を行います。
- 連携を進めることのできる人材の育成を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 異業種間の交流に努めます。

4-2 活気があふれ、いきいきと働けるまち

(1) 就業機会の確保

【現状と課題】

長引く景気低迷の影響などにより、本町の就業人口は平成12年の10,716人をピークに平成24年には9,562人と減少傾向で推移しており、生産年齢人口の減少や雇用形態の変化などから就業率も平成22年には約45%まで低下しています。

このような状況の中、地域の活力や雇用の創出を目的とした企業立地推進のため、平成21年に企業立地奨励条例を改正し、用地取得補助金や雇用促進奨励金等の新たな優遇措置を講じてきました。

また、企業本社の集積する首都圏に企業誘致コーディネーターを配置し、企業動向に関する情報の収集や継続的な企業訪問を行う一方で、県外での町人会設立による情報収集機会の確保やトップセールスによる企業訪問の実施、関係機関や産業団体等との連携による誘致活動に取り組んできた結果、県外からの企業進出や、新規企業の設立など一定の成果が見えはじめています。

しかしながら、町民意識調査の結果では「雇用の場・雇用機会の創出への支援」に対する満足度が最も低く、かつ、「企業の育成・支援、誘致」についても同様の傾向であることから、町民の「企業立地・雇用創出」に対する期待度と施策の現状にまだまだ乖離が生じていると言わざるを得ず、企業誘致による雇用促進、農商工・観光連携による新産業の創出などに継続して取り組む必要があります。

さらに、国内企業の生産拠点の海外移転が進む中、新たな国内企業の誘致は困難な状況にもあり、地元企業の育成・支援による雇用の確保や創出も図っていく必要があります。

今後は、これまでの誘致活動と既存企業へのフォローアップを継続し、企業ニーズを把握するとともに、新たな工業団地の造成が困難である現状を踏まえ、工場跡地等の有効活用による誘致候補地の確保が必要となります。

◆労働力人口の推移（単位：人）

	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口
			就業者	完全失業者	計	
平成2年	22,970	18,534	10,249	441	10,690	7,838
平成7年	22,886	19,104	10,702	476	11,178	7,917
平成12年	22,748	19,350	10,716	583	11,299	8,034
平成17年	22,522	19,394	10,557	743	11,300	7,919
平成22年	21,733	18,693	9,868	1,049	10,917	7,596

注) 労働力状態不詳者数は含まない。

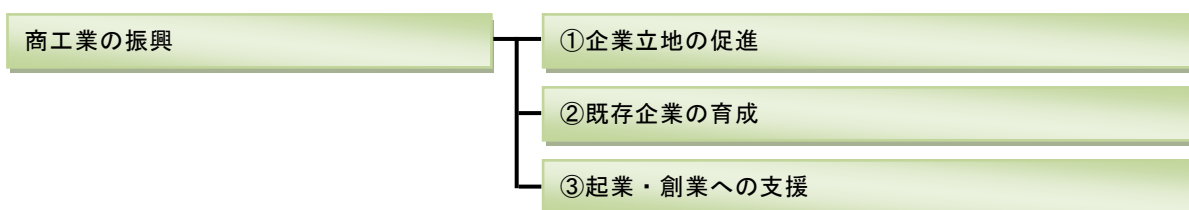
《資料：国勢調査（各年10月1日現在）》

◆立地企業一覧

会社名	操業年	主要製品
宝酒造（株）黒壁蔵	昭和 27 年	原酒、原料用アルコール
南九州化学（株）高鍋工場	昭和 27 年	化学肥料、農業資材
（株）宮崎中部食鳥	昭和 47 年	ブロイラー、鶏肉
高鍋生コン（株）	昭和 47 年	生コンクリート
協和工業（株）	昭和 47 年	建築業、道路舗装
勝田被服（株）高鍋工場	昭和 49 年	紳士服縫製
佐川急便（株）高鍋店	平成 2 年	貨物輸送
シール，機械工業（株）宮崎工場	平成 3 年	包装、梱包機械
（有）皆川ドライウッド	平成 12 年	木材加工業
（有）アンビシヤス	平成 15 年	漬物
（株）ユニフローズ宮崎工場	平成 25 年	医療用精密機械

《資料：政策推進課調》

【体系図】



【施策の方向】

①企業立地の促進

◆町が取り組むこと

- 企業誘致活動を積極的に推進します。
- 企業の立地に適した候補地の確保に努めます。
- 用地の確保や各種規制の手続きなどがスムーズに進むよう関係各課が連携して取り組める体制の整備を図ります。

◆町民・事業者等としてできること

- 企業立地と候補地確保等に協力します。
- 事業者は、町内居住者の雇用に努めます。

②既存企業の育成

◆町が取り組むこと

- 既存企業との情報交換による企業ニーズの把握と地場産業の活性化に努めます。
- 新分野進出や事業拡大を支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 事業者は、町内居住者の雇用に努めます。

③起業・創業への支援

◆町が取り組むこと

- 起業・創業のための各種支援措置や経営相談等について、県や商工関係団体等と連携し、効果的な情報提供に努めます。
- 窓口機能の充実を図ります。
- 農商工・観光連携による新産業の振興を支援します。

◆町民・事業者等としてできること

- 農商工連携や6次産業化による新たな産業の創出に努めます。

4-3 観光交流のまち

(1) 観光交流の振興

【現状と課題】

本町には、平成21年3月に宮崎県観光遺産に選定された「高鍋大師と持田古墳群」をはじめ、学術的にも貴重な動植物が生息する「高鍋湿原」、昭和30年代の農村風景を再現した「四季彩のむら」、海や川などの豊かな自然資源、「高鍋城址」「城堀」「歴史総合資料館」「美術館」などの歴史・文化資源、「美食温泉めいりんの湯」「蚊口浜サーフスポット」「ルピナスパーク」などの観光資源、「天然牡蠣」「焼酎」「キャベツ」「ハクサイ」「茶」などの食資源、飲食店や観光に関わる人的資源など、豊富な地域資源があります。

また、町内で開催されるイベントとして、春の「舞鶴公園桜まつり」、夏の「きゃべつ畑のひまわり祭り」、秋の「高鍋城灯籠まつり」があります。特に、2日間で約1万人が訪れた「きゃべつ畑のひまわり祭り」は、本町の新たな一大イベントとして県内外に広く周知されるようになりました。

本町では、これまでNPO法人高鍋町観光協会と連携し、自然や歴史、文化などの観光資源を生かし、観光客誘致に向けた活動を積極的に展開してきたところです。

しかしながら、近年、観光客のニーズは多様化しており、従来の「見る」「食べる」「遊ぶ」といった娯楽的スタイルから、地域の優れた自然や文化、歴史、芸能に「触れる」「体験する」「学ぶ」といった本物志向の体験・交流型観光へと変化するとともに、観光の形態についても、大勢で出かける団体旅行から家族・小グループでの個人旅行へとシフトしてきており、今後は、体験・交流・滞在型観光^(*)への取り組みも求められているところです。

また、平成 25 年度から本町の観光振興の方向性、具体的な行動計画を明らかにした「高鍋町観光振興基本計画」の策定にも着手しました。今後は、基本計画に基づいた官民協働による魅力ある観光地づくりを推進していく必要があります。

広域観光の推進においては、平成 19 年度に東児湯 5 町で設立した「ひがしこゆ観光ネットワーク」に西都市・西米良村を加えた「さいとこゆ観光ネットワーク」を平成 24 年 5 月に設立したところです。西都児湯 1 市 5 町 1 村で連携し、地域ならではの体験型観光を行う「こゆ人めぐり」事業、「西都児湯鍋合戦」や「食の大運動会」などの食のイベント開催を中心に、西都児湯地域の交流人口拡大を図るための取り組みを展開しています。

今後、平成 26 年度には、東九州自動車道が北九州まで開通し、九州北部、中国・四国地方から宮崎県内への観光客の増加も見込まれる中、県内自治体間の誘客競争の激化も予想されます。各自治体単独で観光客誘致に向けた観光資源の整備も必要ですが、それらを融合し西都児湯地域が一体となった観光客の受け皿となる取り組みも一層進めていく必要があります。

◆観光客の動向

(単位：人)

	県内客	県外客	計
平成 20 年	551,185	22,078	573,263
平成 21 年	573,825	21,756	595,581
平成 22 年	432,788	21,239	454,027
平成 23 年	497,207	17,420	514,627
平成 24 年	560,780	23,120	583,900

注) 「主な観光地の利用客数」の人数とは一致しない。(重複を除き実数で記入)

《資料：宮崎県観光動向調査》

*滞在型観光：一箇所に滞在し、滞在地での静養や体験型をはじめとしたレジャーを楽しむこと。または、そこを拠点に観光を楽しむレジャー形態のこと。

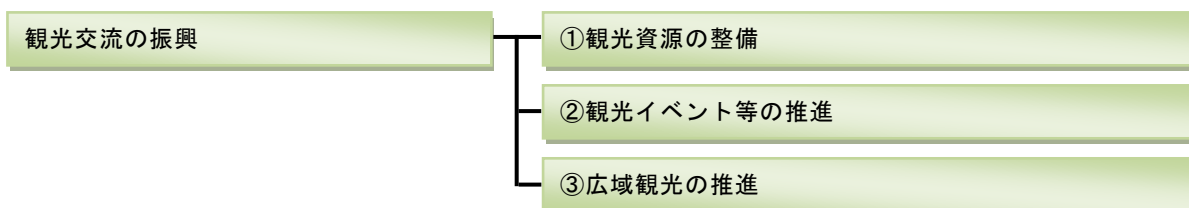
◆主な観光地の利用客数

(単位：人)

施設名	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
舞鶴公園	73,744	87,282	89,708	86,148	88,454
歴史総合資料館	3,828	3,391	4,204	5,354	2,927
高鍋大師・持田古墳群	806	1,099	971	1,148	10,980
海水浴場	11,124	12,082	13,082	4,511	4,103
キャンプ村	230	70	99	67	50
家老屋敷	690	514	356	435	831
ルピナスパーク	275,893	280,921	160,341	242,837	281,553
高鍋湿原	5,493	5,423	3,296	3,776	5,258
めいりんの湯	178,175	179,216	160,820	154,385	161,265
美術館	27,646	25,555	20,660	15,966	22,579
計	577,629	595,553	453,537	514,627	578,000

《資料：宮崎県観光動向調査》

【体系図】



【施策の方向】

①観光資源の整備

◆町が取り組むこと

- 「高鍋町観光振興基本計画」を策定し、官民協働による魅力ある観光地づくりを推進します。
- 観光関係施設の適正な維持管理及び保全・整備を図ります。
- 観光客が容易に町内を移動できるよう、わかりやすい案内標識等の設置に努めます。
- 高鍋大師花守山整備事業を推進します。
- 高鍋海水浴場・キャンプ村への誘客を図ります。
- 高鍋湿原や四季彩のむらと連携し、美食温泉めいりんの湯への集客を図ります。
- 持田古墳群・高鍋大師への交通環境の充実を図るとともに、長期的展望にたった持田古墳群の整備に努めます。
- 本町の玄関口として高鍋駅舎の活用方法を検討します。
- 町内の観光資源を巡る散策マップ等の作成に努めます。

◆町民・事業者等としてできること

- 郷土の自然や歴史、文化について理解を深めます。
- 観光資源の保全活動への参加、協力を努めます。

②観光イベント等の推進

◆町が取り組むこと

- NPO法人高鍋町観光協会をはじめとする観光関係団体の支援を行います。
- 観光に携わる人材や団体の育成を推進します。
- 観光関係団体と連携し、観光イベントの開催や誘客促進・各種メディアを活用したPR活動を積極的に推進します。
- イベントに来場した人を、町内観光施設や商店街につなげる手法を検討します。

◆町民・事業者等としてできること

- おもてなしの心を大切にし、観光客とのふれあいを楽しみます。
- 高鍋の良いところを積極的にPRします。

③広域観光の推進

◆町が取り組むこと

- さいとこゆ観光ネットワークの事業を推進します。
- 関係自治体や宿泊・交通事業者等と連携し、新たな広域の観光ルートづくりやイベントの開催による誘客促進を推進します。

◆町民・事業者等としてできること

- 西都児湯広域による観光資源及び人的交流・連携に努めます。
- 西都児湯広域によるイベント等への参加、協力を努めます。